

神奈川県周産期救急医療事業費補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、周産期救急患者に対する総合的な診療体制を確保し、もって母親と胎児・新生児の生命の安全と健康を守ることを目的として、周産期救急患者を受入れる病院（以下「受入病院」という。）が行う当該救急医療の運営事業及び日中一時支援事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 この補助金の対象とする事業は、別に定める「神奈川県周産期救急医療事業実施要綱」に基づいて受入病院が行う「周産期救急患者受入に係る周産期救急医療運営事業（以下「患者受入事業」という。）」及び「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づいて受入病院が行う「日中一時支援事業」とする。

(事業実施主体)

第3条 事業実施主体は、別表1の第2欄に掲げる事業区分ごとに第3欄に掲げる者とする。（以下「補助事業者」という。）

(補助額の算出方法等)

第4条 補助額は、次により算定する。

(1) 患者受入事業

ア 別表2の第3欄に定める基準額の合計と第4欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ 前号により選定された額と当該補助事業に係る総事業費から診療収入額、特別交付税及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ 前号により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。

(2) 日中一時支援事業

ア 別表2の第3欄に定める基準額の合計と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 前号により選定された額と当該補助事業に係る総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ウ 前号により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額（算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額）を補助額とする。

2 前項の基準額は、当該年度に係る厚生労働省発出「医療提供体制推進事業費補助金の交付について」によるものとし、厚生労働省から新たに当該要綱が示された場合には、必要に応じてこの要綱を改正する。

(交付の条件)

第5条 この補助金の交付の決定には、次の条件を付するものとする。

(1) 補助事業の内容又は補助事業の経費配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

ただし、経費配分の変更で、変更する額のいずれか少ない方の額が20%以内の変更は、この限りではない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) この補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又は補助条件、その他法令又はこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したときは、この補助金の交付決定を取消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(5) 補助事業により取得又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。

(申請書等の提出先)

第6条 この事業に係る申請書等の提出先は、知事とする。

(事業計画の提出)

第7条 別表1第2欄のうち第1号、第3号、第5号、第6号、第7号及び第9号について補助金の交付の申請をしようとする者は、別に指定する事業計画に必要な書類を添えて、別に定める期日までに提出するものとする。

(申請書の提出)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者は、別に定める補助金交付申請書に必要な書類を添えて、別に定める期日までに提出するものとする。

2 補助金の交付決定を受けた後に、第5条第1項の規定により既に決定を受けている申請内容を変更する必要があるときは、補助事業者は別に定める補助金変更交付申請書を毎年度1月10日までに提出しなければならない。

3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類

を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(暴力団排除)

第9条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(変更の承認)

第10条 第5条第2項から第3項の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、別に定める事業変更（中止、廃止）承認申請書に変更の内容及び理由又は中止、若しくは、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第11条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第12条 規則第10条に基づく報告は、書面で行うものとする。

(実績報告)

第13条 規則第12条の規定による実績報告は、別に定める事業実績報告に必要な書類を添えて、事業の完了から起算して1か月を経過した日（第10条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日）又は翌年度4月5日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別に定める消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により、速やかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後、別表1第2欄のうち第1号、第3号、第5号、第6号、第7号及び第9号については5年間、第2号、第4号及び第8号に該当する事業については10年間、それぞれ保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上（公的団体又は民間事業者にあっては30万円以上）の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は財産の処分の制限期間が経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第16条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

(書類の経由)

第17条 規則及びこの要綱の規定により書類を知事に提出する場合は、補助金の所管課を経

由しなければならない。

附 則

1 この要綱は、昭和60年6月24日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

2 神奈川県新生児救急医療事業費補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年11月11日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年11月28日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年7月26日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年11月8日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月13日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年7月20日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年6月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年6月11日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月5日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年9月25日から施行する。

別表1（第2条関係）

1 事業名	2 事業区分	3 補助事業者
患者受入事業	(1) 総合周産期母子医療センター運営事業	知事から総合周産期母子医療センターの指定を受けている受入病院の開設者
	(2) 基幹病院機能補助事業（総合周産期母子医療センター）	知事から総合周産期母子医療センターの指定を受けている受入病院のうち、神奈川県周産期救急医療システムにおいて基幹病院に位置づけられている病院の開設者
	(3) 地域周産期母子医療センター運営事業	知事から地域周産期母子医療センターの認定を受けている受入病院の開設者
	(4) 基幹病院機能補助事業（地域周産期母子医療センター）	知事から地域周産期母子医療センターの認定を受けている受入病院のうち、神奈川県周産期救急医療システムにおいて基幹病院に位置づけられている病院の開設者
	(5) 母体救命加算	知事から周産期母子医療センターの指定を受けている受入病院のうち、救命救急センターを併設している病院の開設者
	(6) 麻酔科医配置加算	知事から周産期母子医療センターの指定を受けている受入病院のうち、周産期救急医療に対応可能な麻酔科医を確保している病院の開設者

	(7) 臨床心理技術者配置加算	知事から周産期母子医療センターの指定を受けている受入病院のうち、NICU等に入院している児の保護者に対する支援を行う心理技術者を配置している病院の開設者
	(8) 周産期救急医療システム受入病院運営事業	知事から総合周産期母子医療センターの指定、もしくは地域周産期母子医療センターの認定を受けていない周産期救急医療システム受入病院の開設者
日中一時支援事業	(9) 日中一時支援事業	神奈川県周産期救急医療システム受入病院の開設者

別表2（第5条関係）

1 事業区分	2 種別	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
(1) 総合周産期母子医療センター運営事業	①MFICU運営費	1 か所につき、該当する第2欄の①から③により算出された額とする。 （ただし、黒字の部門は算出対象から除く） ア 特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 2,236千円×病床数×事業月数/12 イ ア以外の民間病院等の場合 6,111千円×病床数×事業月数/12	総合周産期母子医療センター運営事業に必要な以下の経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費（医薬品費、診療材料費、給食材料費）、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費（修繕料）、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費	3分の1
	②NICU運営費	ア 特別交付税措置の対象とならない民間病院等の場合 3,693千円×病床数×事業月数/12		
	③GCU運営費	ア 特別交付税措置の対象とならない民間病院等の場合 1,758千円×病床数×事業月数/12		
(2) 基幹病院機能補助事業（総合周産期母子医療センター）	—	神奈川県周産期救急医療システムにおいて基幹病院に位置づけられており、受入搬送コーディネートをを行っている病院1か所あたり		定額

1 事業区分	2 種別	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
		10,249千円× 事業月数/12		
(3) 地域周産期母子医療センター運営事業	①MFICU 運営費	1か所につき、該当する第2欄の①から③により算出された額の合計額とする。(ただし、黒字の部門は算出対象から除く) ア 特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 7,923千円×病床数×事業月数/12 イ ア以外の民間病院等の場合 11,423千円×病床数×事業月数/12	地域周産期母子医療センター運営事業に必要な以下の経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、給食材料費)、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費(修繕料)、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費	3分の1
	②NICU 運営費	ア 特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 5,772千円×病床数×事業月数/12 イ ア以外の民間病院等の場合 9,066千円×病床数×事業月数/12		
	③GCU 運営費	ア 特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 915千円×病床数×事業月数/12 イ 特別交付税措置の対象とならない民間病院等の場合 2,513千円×病床数×事業月数/12		
(4) 基幹病院機能補助事業(地域周産期母子医療センター)	—	神奈川県周産期救急医療システムにおいて基幹病院に位置づけられており、受入搬送コーディネートをを行っている病院1		定額

1 事業区分	2 種別	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
一)		か所あたり 10,249千円× 事業月数/12		
(5) 母体救命加算	—	産科、小児科(新生児)、 麻酔科及び救急医療の関 係診療科(脳神経外科、 循環器内科、心臓外科 等)を有し、救命救急セ ンターを併設し、24時間 患者を受入れる体制を整 える場合 17,917千円× 事業月数/12	関係診療科等との連携に 必要な以下の経費 職員基本給、職員諸手 当、非常勤職員手当、諸 謝金、社会保険料	3分の1
(6) 麻酔科医配置加算	—	麻酔科医を確保する場合 13,103千円× 確保月数/12	麻酔科医の配置に必要な 以下の経費 職員基本給、職員諸手 当、非常勤職員手当、諸 謝金、消耗品費、材料費 (医薬品費、診療材料 費)、光熱水料、印刷製 本費、会議費、社会保険 料、雑役務費(修繕 料)、燃料費	3分の1
(7) 臨床心理技術者配置加算	—	臨床心理技術者を確保す る場合 5,966千円× 確保月数/12	臨床心理技術者の配置に 必要な以下の経費 職員基本給、職員諸手 当、非常勤職員手当、諸 謝金、消耗品費、材料費 (医薬品費、診療材料 費)、光熱水料、印刷製 本費、会議費、社会保険 料、雑役務費(修繕 料)、燃料費	3分の1
(8) 周産期救急医療システム受入病院運営事業	①NICU 運営費	1か所につき、該当する 第2欄の①及び②により 算出された額の合計額と する。(ただし、黒字の 部門は算出対象から除 く) ア 特別交付税措置の対 象となる公立病院の場 合	周産期救急医療システム 受入病院として周産期救 急患者受入事業に必要な 以下の経費 職員基本給、職員諸手 当、非常勤職員手当、諸 謝金、旅費、備品費、消 耗品費、材料費(医薬品 費、診療材料費、給食材	3分の1

1 事業区分	2 種別	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
		<p>2,736千円×病床数×事業月数/12</p> <p>イ ア以外の民間病院等の場合 4,383千円×病床数×事業月数/12</p> <p>ただし、ア及びイともに、補助の対象とする病床数は4床を限度とする。</p>	<p>料費)、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費(修繕料)、燃料費、委託費、減価償却費、資産消耗費</p>	
	②GCU 運営費	<p>ア 特別交付税措置の対象となる公立病院の場合 405千円×病床数×事業月数/12</p> <p>イ 特別交付税措置の対象とならない民間病院等の場合 1,204千円×病床数×事業月数/12</p> <p>ただし、補助の対象とする病床数は12を限度とする。</p>		
(9) 日中一時 支援事業	病床確保 経費	<p>病床確保経費 1日1床あたり 29,110円</p>	<p>病床確保に係る以下の経費</p> <p>職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費(医薬品費、診療材料費、給食材料費)、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費(修繕料)、燃料費、委託費、減価償却費</p>	

1 事業区分	2 種別	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
	看護師等確保経費	看護師等確保経費 看護師 1日6,350円 看護助手等 1日5,320円	患者を受け入れた場合における看護師等確保に必要な以下の経費 職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、報償費、社会保険料	

(注1) 「MFIU」とは、診療報酬における総合周産期特定集中治療室管理料（母体・胎児集中治療室管理料）の施設基準を満たし、関東信越厚生局長に届出を受理されている病床を指す。

(注2) 「NICU」とは、診療報酬における総合周産期特定集中治療室管理料（新生児集中治療室管理料）、新生児特定集中治療室管理料（新生児特定集中治療室管理料1及び新生児特定集中治療室管理料2）の施設基準と同等の機能を有する病床を指す。

(注3) 「GCU」とは、診療報酬における新生児治療回復室入院医療管理料の施設基準と同等の機能を有する病床を指す。

(注4) 「特別交付税措置の対象となる公立病院」とは、「特別交付税措置を受けることができる病院」ということであり、実際に交付税措置を受けているかは問わない。また、地方独立行政法人についてもここに含まれる。